

平成 26 年 9 月 16 日

特定個人情報保護委員会 御中

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
会 長 荻 原 紀 男

小規模事業者等における「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）（事業者向け）（素案）」および「（別添）特定個人情報の適正な取扱いに関する安全管理措置」策定に関する要望

当協会では、第 23 回及び第 24 回特定個人情報保護委員会にて配付されていた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）（事業者向け）（素案）『以下、「ガイドライン素案」という』」および「（別添）特定個人情報の適正な取扱いに関する安全管理措置『以下、「別添安全管理措置」という』」について、下記の通り要望をとりまとめましたので、ご提出申し上げます。本要望内容を十分お汲み取りいただき、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに

我が国の中小企業・小規模事業者は約 380 万社（99%）おり、その従業員数も約 3,200 万人（70%）にも上る。今後個人番号を普及させるためには中小事業者への普及が欠かせない。

しかしながら別添「中小企業等の実態について」にあるように、中小事業者が企業活動を維持しつつ、特定個人情報保護委員会が検討を行っている「ガイドライン素案」や「別添管理安全管理措置」を実施することは業務負荷が非常に高く、企業活動に支障をきたすことが予想される。

今後の個人番号の普及のため、そして日本経済の原動力である中小事業者のため、以下を要望する。

1. 中小事業者の実態に合わせたガイドライン等の策定

中小事業者は、恒常的な従業員不足、IT 人材不足、スキル不足、設備投資不足、資金不足、など様々な理由により、大規模事業者並みの安全管理措置を維持するための環境構築が現実的に難しい。

暗号化、アクセス制御など最低限の安全管理措置を実施することとし、大規模事業者を除く事業者には、例外規定を設けて頂きたい。また「小規模事業者等」の定義に関し

て、中小企業基本法に規定されている 300 名程度を目安として頂くことで、多くの中小事業者の企業活動への支障を軽減して頂きたい。

2. 公認会計士、税理士、社会保険労務士、等への配慮

特定個人情報関係事務を委託する場合には、委託元と同等の特定個人情報保護措置の実施が求められる。中小企業・小規模事業者の多くは、何等かの業務処理を公認会計士、税理士、社会保険労務士などにアウトソースするケースがある。しかし、アウトソースを受ける側も個人や中小事業者であることが多く、IT スキルや資金面で中小企業・小規模事業者と同じ悩みを抱えている。しかしながら、顧客先は中小事業者から大規模事業者など様々であり、大規模事業者並みのセキュリティレベルを求められても、現実的に対応が難しい。

よって、個人番号事務処理に従事する国家有資格者については、顧客の規模によらないセキュリティレベルを規定していただきたい。

以上